

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更にもなう感染対策等の変更点について

滋賀県健康医療福祉部
医療福祉推進課

移行期間における入院調整について

入院調整の変更について

<5月7日以前>

県(コントロールセンター等)による入院調整

<5月8日以降>

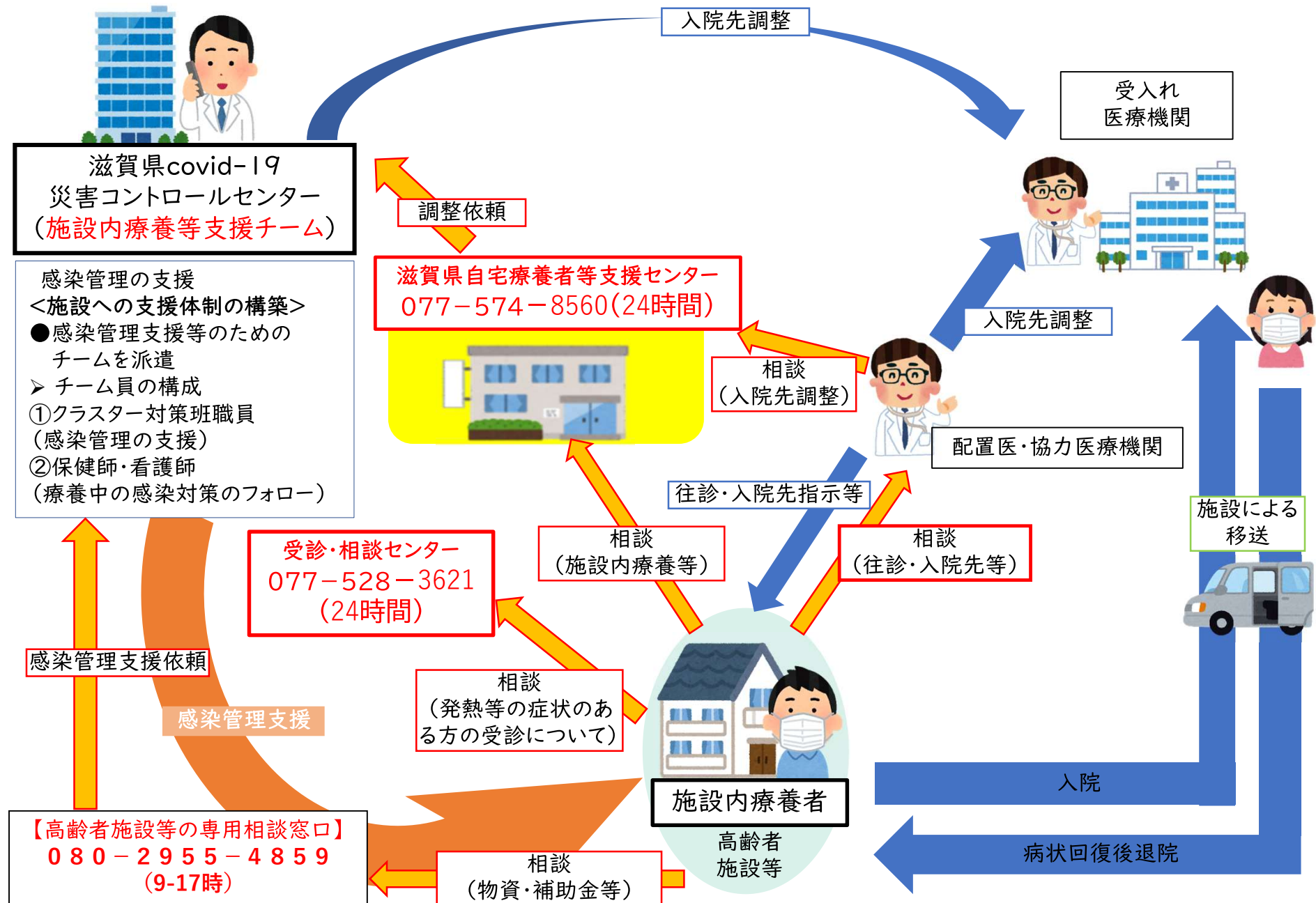
原則 医療機関等による入院調整

移行期間(5/8~9/30)は、現在の取り扱いを継続(段階的に縮小)

原則

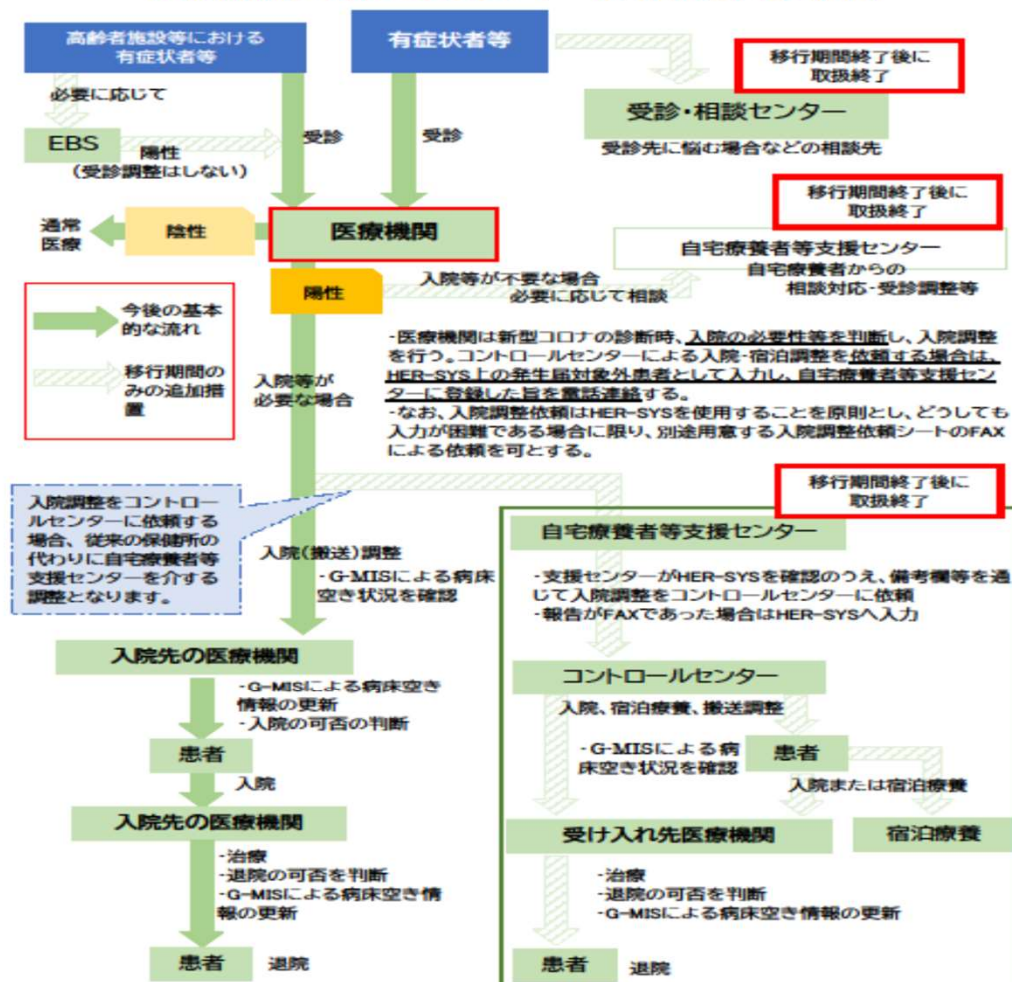


入院調整等について



移行期間における入院調整フローについて

移行期間における患者発生から 入院調整等へのフロー(5月8日以降)



位置づけ変更に伴う療養期間の変更点について

療養期間の変更

<5月7日以前> 法に基づく行動制限

- 感染症法に基づき、一定期間の自宅療養(外出自粛)

<5月8日以降> 事業者の判断

【外出を控えることが推奨される期間】

発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える

【周りへの配慮が推奨される期間】

症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えるとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控える

※位置づけ変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

医療機関との連携強化について

医療機関との連携強化

位置づけ変更後においても、引き続き医師による往診等の医療支援が行われるとともに、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制とすることが必要。

具体的には、次の3つの要件を満たす医療機関を確保

- 施設からの電話等による相談への対応
- 施設への往診(オンライン診療含む)
- 入院の要否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)

※1つの医療機関で3つの要件の全てを満たさなくても、複数の医療機関で3つの要件を満たす場合でも可

【事務連絡】

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 事務連絡)

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要（5類移行後）

〇目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において陽性者が発生している場合に、施設からの申込により早期に検査を行うイベントベースサーベイランス事業を実施する。

〇実施期間

令和5年5月8日～令和5年9月30日まで

〇対象施設

県内の高齢者施設、障害者施設、特別支援学校

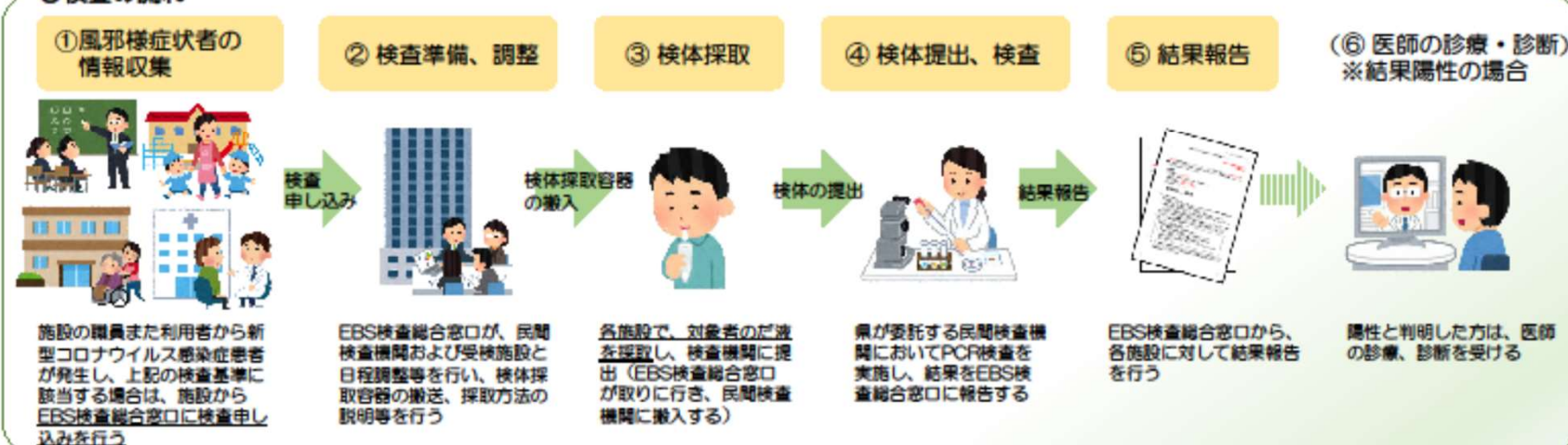
〇検査基準

対象施設において、職員または利用者から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合であって、かつ感染者が、感染可能期間内にその他の施設職員または利用者等と濃厚接触があるなど、施設内に感染が疑われる者が複数いる場合を検査基準とする。

〇検査の対象範囲

陽性者を確認した場合に、当該陽性者が属するフロアやユニット、クラスの従事者および利用者（生徒）を検査の対象範囲とする。

〇検査の流れ



令和5年5月 滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

サービス継続支援事業補助金の要件変更について

必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助

【要件】

①医療機関の確保

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診(オンライン診療含む)
- ・入院の要否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)

②感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

③オミクロン株ワクチンの接種

【対象施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

【支給額】

施設内療養者1名あたり1万円/日(最大 30 万円)

施設での感染対策について

感染対策の徹底を当面継続

➤ 日頃からの感染対策

① マスクの着用

② 換気

③ 面会

➤ 感染者が発生した際の感染対策

➤ その他

【事務連絡】

「高齢者施設等における感染対策等について」(令和5年4月18日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか 事務連絡)

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤マスクの着用

訪問者:訪問時のマスクの着用【推奨】

従事者:勤務中のマスクの着用【推奨】

※勤務中であってもマスクの着用を不要とする場面の判断については管理者等で適宜判断
例えば、利用者と接しない場面で会話等がないときなど

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤換気(エアロゾル対策)

各施設等の実情に応じて換気による感染対策を実施

【参考資料】

- ・高齢者施設等における効果的な換気対策の考え方等についての提言:「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月 14 日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・当該提言を踏まえて効果的な換気のポイントをまとめた動画:「【新型コロナ】効果的な換気のポイント」(内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策室)

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤面会

入所者にとって面会機会の減少により心身の健康への影響が懸念される

⇒面会の再開・推進を図ることは重要

⇒クラスター防止対策は継続しつつ、
できる限り面会の希望が実現できるよう取り組む

施設での感染対策について

日頃からの感染対策

➤ 面会

感染経路の遮断という観点

+

つながりや交流が心身の健康に
与える影響という観点



地域における発生状況を踏まえ、
可能な限り安全に実施できる方法を検討

【参考資料】

- ・「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
- ・面会を積極的に実施する施設の事例や実施方法等を情報発信する動画及びリーフレット(高齢者施設等の職員の皆様向け)

施設での感染対策について

感染者が発生した際の感染対策

- 新型コロナの感染者や感染の疑いがある利用者のケアにあたる場合
「施設内療養時の対応の手引き」を参考に対応

【個人防護具の選択】

サージカルマスク:常に着用

ゴーグル・フェイスシールド:飛沫曝露のリスクがある場合に装着

手袋とガウン:患者および患者周囲の汚染箇所に直接接触する可能性がある場合に装着

・N95 マスク:エアロゾルが発生する場合や激しい咳のある患者や大きな声を出す患者に対応する場合に装着

施設での感染対策について

感染者が発生した際の感染対策

- 看取りの場合を含め、可能な範囲で、面会者に个人防护具の着用を指導した上での対面面会、もしくは、窓越し・オンラインでの面会等の対応を検討
- 新型コロナにより亡くなられた場合や、その疑いがある場合については、「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について(周知)」(令和5年3月3日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)を参考に対応

位置づけ変更に伴う変更点等について

発生届および相談窓口

- 発生報告について【**変更**】 **県庁医療福祉推進課に報告**
 - 【5月7日以前】
利用者や職員中にPCR検査対象者等がいることを確認したら報告
 - 【5月8日以降】
利用者や職員の中に陽性者がいることを確認したら報告(入所施設のみ)
※新しい報告様式は後日お知らせします
- 相談体制について【**継続**】
 - ・受診・相談センター(発熱等の症状のある方の受診に関すること)
077-528-3621(通話料がかかります) 24時間(土日・祝日を含む)
 - ・自宅療養者等支援センター(新型コロナウイルス感染症患者の相談)
077-574-8560(通話料がかかります) 24時間(土日・祝日を含む)
 - ・高齢者施設等の専用相談窓口(感染対策や業務継続支援に関する相談)
080-2955-4859(通話料がかかります) 9:00~17:00(土日・祝日を含む)

※5月8日以降、保健所への報告や相談は終了します。